

平成 22 年度 第 2 回 篠山市歴史文化基本構想等策定委員会（通算第 7 回）  
議 事 概 要

1. 日 時：平成 22 年 10 月 20 日（水）14:00～17:00

2. 場 所：篠山市役所第 2 庁舎 2-302 会議室

3. 出席者：

		勤務先 / 役職名	氏 名	備 考
委員	市民代表	篠山市文化財保護審議会会長	大路 靖	副委員長
		篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長	小林 一三	
		福住地区まちなみ選定準備委員会委員長	粟野 章治	
		H20 たんば世話人、兵庫県ヘリテージマネージャー	才本 謙二	
		文保寺観明院住職	鷲尾 隆円	（欠席）
	学識経験者	立命館大学グローバル・イノベーション研究機構教授	益田 兼房	委員長
		立命館大学理工学部教授	大窪 健之	
		園田学園女子大学未来デザイン学部文化創造学科教授	大江 篤	
		神戸大学大学院工学研究科准教授	黒田 龍二	（欠席）
		神戸大学大学院工学研究科准教授	三輪 康一	
		神戸大学大学院工学研究科教授	山崎 寿一	（欠席）
	行政関係	兵庫県教育委員会文化財室長	村上 裕道	
		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課長	大町 勝	（欠席）
		兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり参事兼総務室まちづくり参事	北中 五雄	
		篠山市まちづくり部長兼地域計画課長	若泰 幸雄	
		篠山市農都創造部長	長澤 義幸	（欠席）
		篠山市教育委員会次長	長谷川 正	
	オブザーバー	篠山市まちづくり部景観室長	横山 宜致	（欠席）

事務局：篠山市教育委員会社会教育文化財課 西田辰博、村上由樹、成田雅俊  
：(株)スペースビジョン研究所 宮前洋一、徳勢貴彦

#### 4. 資料：

- ・資料 1： 詳細調査の成果報告資料
  - 景観・まちづくり調査部会資料
  - 民俗文化調査部会資料
  - 文化財防災調査部会資料
  - 建造物・町並み調査部会資料
  - 農村・自然環境調査部会資料
- ・資料 2： 篠山市歴史文化基本構想（案）

#### 5. 議事要旨

(1) 開会 - 略 -

(2) 委員長挨拶

委員長：

本委員会は通算7回目となる。各先生方から資料を出していただき、今後、まとめ方について検討することとなる。長丁場になるかもしれないが、よろしくお願ひしたい。

(3) 次長挨拶

篠山市教育委員会次長：

平成20年度に本委員会が設置されてから、既に6回の審議が行われているが、本構想は3ヵ年かけて策定することとなっている。城下町のたたずまい、街道筋における繁栄の姿、農村集落の人々の営み、その他様々な歴史文化が織りなす篠山の景・時・心をつないでまちづくりの源としていこうとする構想であると理解している。この計画が意義あるもので、また実効性のあるものとなるよう審議をお願ひしたい。

本日は、前回の委員会でご審議いただいた内容について、事務局で修正等を加えたものについてご審議いただくこととなっている。また、明日から市内の6ヶ所で、本構想の素案についての市民の皆さんへの説明会を実施し、ご意見を頂く予定となっている。そこでの意見等も勘案しながら策定を進めていきたい。慎重なご審議をお願ひしたい。

(4) 議事概要

平成22年度事業計画について

委員長： 審議事項 の詳細調査の成果報告について事務局から説明いただきたい。

事務局： 審議事項 詳細調査の成果報告について説明する。平成21年度から本年度にかけて、「城下町」、「街道集落」、「農村集落」それぞれのモデル地区において、文化財調査専門部会による詳細調査を実施した。それぞれの調査部会の委員の方々に、2ヵ年にわたる詳細調査結果の取りまとめ、基本構想の構想編および資料編の原稿の作成を進めていただいている。詳細調査の結果の取りまとめ方法および報告書への記載方法については、昨年度8月5日に開催した通算4回の委員会で承認されたとおりであり、基本構想の構想編及び資料編に掲載する。

資料2「篠山市歴史文化基本構想(案)」の目次にあるように、構想編では詳細調査の結果については5つの調査部会ごとに10ページ程度にまとめていただき、調査のまとめを5ページ程度掲載すること、また、紙面の制約から構想編に記載できないものについては資料編に掲載することがこれまでの委員会で承認されている。

それぞれの調査部会より詳細調査の結果概要をご報告いただきたい。まず、景観・まちづくり調査部会よりご報告をお願いしたい。

委員：「3.1 大芋地区の景観・まちづくり」について報告させていただく。報告の前に、中間報告の際に大芋地区の住民の方々にヒアリングもしくはアンケート調査を実施する予定であると申し上げたが、調査が完了していないため、今回の資料では項目だけを記載し、報告書としては不完全なものとなっていることをご容赦いただきたい。

資料は30ページある。3.1.1では、まず大芋地区の位置・概要と上位計画における位置づけ、まちなみの特色について整理している。その上で、景観・まちづくりの調査・分析の視点として3つの論点を挙げている。「歴史・文化の文脈からの景観特性の把握」では、歴史文化基本構想の基本的なスタンスである、自然や地形、生活・コミュニティ、産業や生業が地域景観に反映され歴史文化を形づくっているという考えに基づくことを述べている。「地域空間像についての住民意識」については、まだ調査中だが、城下町や福住地区、今回の調査対象である大芋地区にはそれぞれ特有の景観があり、それぞれの空間像を住民がどのように把握しているかを調査したい。「景観まちづくり：エリアマネジメントとしての視点」では、これまで培われてきた景観が変容していった中で、エリアマネジメントの視点から、それを維持する仕組みや組織が地域にあるのか、またそのための課題は何かについて検討している。

3.1.2では、調査分析の方法について述べているが、そのうち「5)地域住民の景観イメージと地域空間管理調査」については現在調査中である。

3.1.3では、大芋地区の景観構成要素として、大きく分けて2つを取り上げた。ひとつ目は、地域の景観ストラクチャを構成している山や川、農地などの景観構成要素、もうひとつは、生活、コミュニティ、生業(農業)などが反映された生活景構成要素である。大きな景観構成要素の中に小さな生活景構成要素がテクスチャとして彩られており、それが地域の景観の魅力をつくり出しているという視点に立って調査をしている。「3)景観構成要素からみた景観特性」では、大芋地区の景観が、大きな景観構成と、生活景から見た様々な施設や物などのディテールによって構成されていることを述べている。また、景観の領域構成という面からみると、城下や福住地区などと比べて、私的領域と公共の領域の区分があいまいであることも指摘している。特に、藤坂などでは谷あいには農地が残っており、その中に農家が立地しており、公と私の領域が未分化となっている。

3.1.4の「近景・中景・遠景の重なり分析(景観構造分析)」では、藤坂集落と宮代集落を対象として、近景・中景・遠景の重なり状況の調査結果について述べている。「4)空間構成と地域景観構成」では、藤坂集落が、東西方向に延びる軸としての道路あるいは河川から垂直方向に、山に向かって集落が入り込んでいる“奥の景”に特徴があること、一方、宮代では山を背景としてかたまって集落が形成されている“塊の景”に特徴があることを指摘している。

3.1.5の「地区住民からみた景観評価と景観管理課題」については、現在調査中だが、地域住民の景観評価や、農地から里山にかけての管理の状況および課題について記載することを予定している。

3.1.6の「大芋地区の景観保全・育成の課題と方向」は未定稿としているが、ヒアリング結果を踏まえて景観を再生するための課題について2つの論点から記述することを予定している。

「1）大芋地区の景観保全・育成の課題」では、自然を背景とする生業としての農業と深く結びついた生活の総体が景観として表現されていることが重要であることを「生活景からの課題」で述べている。その上で、「空間管理の課題」では、管理の担い手の減少や、人と自然のかかわり方が変容する中で、地域空間を維持していくことが困難になってきており、エリアマネジメントをどうしていくかが重要であることを指摘している。

それを踏まえて、「2）歴史文化構想にむけた大芋地区の地域景観の保全・育成の方向」では、町として歴史文化の証である景観をどのように保全・育成していくかをエリアマネジメントの視点から記述したい。「いくつかの対策」については行政と協議しながら検討したい。

事務局：続いて、民俗文化調査部会よりご報告いただきたい。

委員：藤坂集落では2人に対して聞き取り調査を実施した。年中行事は家によって異なる部分があり、調査結果をもって藤坂集落の年中行事とは言えないため、伝承者の名前も含め、民俗について調査をすればこのようなデータが得られるというような形で取りまとめたい。

28ページからが福住地区の結果であり、写真も挿入している。福住地区では、子供が少ないにもかかわらず、キツネガエリが維持されていることが特徴である。

53ページからが城下町の結果であり、まだ執筆が進んでいないが、上下の河原町の調査結果を記載している。

本編の内容に関連して、10月上旬に東北大学で開催された日本民俗学会の大会での報告や情報収集した内容について触れたい。巻末にある学会発表レジュメを抜粋したものの中に、文化庁の調査官が取りまとめられた「文化財総合的把握モデル事業」の中間評価に関する資料がある。これを見ると、民俗文化に対する呼び方は様々で、民俗文化財という言葉が使われているのは福島県三島町だけである。その他は、太宰府市の「太宰府市民遺産」にならって「遺産」といった言葉などで捉えられている。

8月のはじめに篠山中央公民館で市民の皆さんに篠山の民俗に関する話をした。その時に、何人かの人と話をしたが、民俗文化とは何かを理解できないとのことであった。民俗文化財とは文化財保護法で指定されるものだけで、自分たちが生活の中で培ってきたものも文化財であり、民俗文化であるということが意識されていなかった。その時に、篠山ではお盆の行事が13・14日で終わることや、お盆の棚に初穂を掲げることなど、日本の民俗文化について考えさせられる材料が篠山の民俗文化の中にはあるということ話をしたが、当たり前に行われていることであるため、民俗文化として捉えられていないのが現状である。

民俗学の中では、昭和50年に民俗資料が民俗文化財になって、無形文化財が指定され

るようになり、その後、「お祭り法」（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律）ができた。そのことによって、枠がはめられてしまったことが問題とされた。結論だけを見ると、柳田國男が言うように、当たり前に分かっていることを見ていって、そこに住む人が知らなかったことや今もなお知らないことに心づくのが民俗学であるのだが、文化財行政の中で民俗文化が指定物件として枠をはめられたために、こうしたものが全て切り捨てられてしまった。文化財を総合的に把握しようという歴史文化構想の中で指定文化財の枠にはまらないものについても拾い上げて、まちづくりに活かしていこうとする時に、普通の当たり前の暮らしをどこまで吸い上げることができるのが重要となる。民俗文化財という言葉ではない何か新しい言葉をつくる必要性を夏の調査時に痛感した。

では、具体的は何を拾い上げていけばよいのかというと、細かな話になるが、例えば篠山伝統的建造物群保存地区の河原町通りの東端の篠山川沿いに交通安全地蔵がある。地蔵盆には祭りが催されているが、この地蔵が建立されたきっかけは、昭和31年に川にバイクが相次いで飛び込む事故があり、宗教者に祈祷してもらおうと上の木から白い蛇が落ちてきたとのことであった。こうした話を丁寧に拾っていくことが大事ではないだろうか。

また、ノスタルジーの裏側に地域の生活の様々な浮き沈みがあり、それをどこまで拾い上げるのかという時に、それが文化遺産であるということが意識にのぼらないことが一番の問題である。太宰府の場合はそれを市民遺産という別の言葉をつくって、取り込もうとしている。

通常の民俗文化財の枠組みで、指定、指定外というのではなく、それ以外の基準が必要ではないか。

今回、伝説に関するデータベースが作られたことは大きなことである。8月の頭に、キツネに関する伝説が残る場所で市民に話をしたが、篠山にはキツネに化かされる、キツネが出るというような景観が残されており、篠山の各地にそのような言い伝えが残っている。そうした記憶や感覚を何らかの形で残していく方策が必要ではないか。通常の文化庁のモデルだと、伝建地区に鉾山が行くといった都市型の祭礼のイメージしかないが、まちづくりの基本理念のひとつに「心」が挙げられているので、原風景の背景にある原感覚を拾えるプランが必要ではないか。

篠山のカルテは他地域から注目されているが、今後はそのカルテに五感（臭いや味や触覚など）のマークが入るような捉え方ができないだろうか。

水木しげるが篠山に住んでいた頃に裏山で山の霊や小人に会ったというような神秘的な感覚、文化財の枠組みでは括れないものを、聞き取りや地域の方と一緒に吸い上げていくのが民俗の仕事だと考えている。

通常の民俗学である年中行事と祭礼行事については資料編で取り上げるが、それに加えて、伝説の全市的なデータベースをつくっていただいたので、その中で伝説と祭りと天然記念物が交じり合った交通安全地蔵などの話を少しモデルケースとして取り上げることができるよう検討したい。

文化財未満の文化遺産という言い方を太宰府ではしているが、そうしたものの名称を、民俗や民俗文化財とは別の言葉で表現できるよう、口頭伝承を軸として仮説をたてた

いと考えている。

事務局：続いて、文化財防災調査部会よりご報告いただきたい。

委員：篠山市の城下町である篠山重伝建地区、街道集落である福住地区、農村地域である大芋地区という、3つの代表的な歴史的特性をもつ地区を対象に、災害危険性を明らかにして防災上の課題を整理するとともに、防災をきっかけに歴史まちづくりにつなげられるような計画指針づくりを目指したい。

以下、地区ごとの概要を述べる。

篠山重伝建地区では平成20年3月に地区防災計画が策定されており、それから1年半が経過していることから、地域住民の取り組みや行政の事業などの進捗状況を調査し、課題点を検証することにより、今後の指針づくりにつなげたい。具体的な調査方法としては、住民と住民組織代表に対するアンケート調査、および保存行政と防災行政に対するヒアリング調査を実施して、3つのステークホルダー（立場の異なる関係者）の視点に立った多面的な評価を総合することにより、防災を活かしたまちづくりの進め方を導き出したい。

2ページ、3ページにアンケート調査の方法等について整理しているが、可能であるなら早急に実施して、結果を取りまとめたい。

福住地区では伝建地区指定に向けた取り組みが進められており、観光活用を想定した防災上の課題も新たに出てくると考えられる。地域の特性のひとつである水路網を再生することにより、豊かな歴史的環境と防災に必要な水利の両方を満たすような防災まちづくりの方向性が見えてくると考えられる。

日本の原風景の重要なキーワードのひとつとなっている里山が大芋地区の景観の大きな特徴となっている。ここでは里山を再生することによってどのような災害低減効果が期待できるかを整理したい。土砂災害の低減、谷筋を吹く風の緩和による火災拡大の低減、豪雨に伴う出水の防止など様々な防災効果が期待できるとともに、伝統的景観の保全にも繋がる。里山を活かした安全で魅力的な地域づくりを進める上で、里山を現代的な形でどのように利活用していくかが大きな課題となるので、ひとつでもその方針を示したい。

2、3ページには伝建地区におけるアンケートの内容等について整理している。

4ページには伝建地区の地区防災計画の短期目標と中期目標を書き、住民の目線から自己評価として、それがどの程度達成されているかを調査するためのアンケート内容が5、6ページに目標とアンケート項目が対応する形で整理している。そして、7ページが住民向けの選択方式のアンケート票、9ページが地区の代表者向けの一部記入式アンケート票となっている。許可をいただければ至急調査を実施し、具体的な成果に結びつけたい。

11ページからは福住地区の調査結果を整理している。災害の種類としては「火災」「水害」「地震」を想定しており、12ページにかけて評価結果を整理している。12ページの右下からは、観光化に伴い今後発生すると考えられる交通事故の増加、自動車交通公害の発生、避難所の不足、帰宅困難者への対応、について整理している。

13ページの表では災害が起こった場合の課題を左側に、その対策を右側に、震災時、火災時、水害時、避難、観光化の項目に分けて整理している。

この表にまとめた結果をどのようにまちづくりに活かしていけばよいかを現在整理しており、そのひとつとして「伝統的景観の再生」が考えられる。例えば、土壁には延焼防止効果が期待できるし、水路の水は災害時に活用できるだけでなく、日常的な水と緑の空間の創出にもつながると考えられる。

16 ページからは大芋地区の調査結果となっており、想定される災害の可能性を「地震」、「土砂災害」、「火災」、「風水害」の4つに分けて検討している。16 ページの(3)では防災面での課題を整理しており、社会面の課題として高齢化、自然災害の課題として地震、土砂災害、火災、風水害について整理するとともに、18 ページの では避難の課題について、自然災害が発生した場合の高齢者の避難の困難性や道路寸断の可能性等を含めて検討している。

19 ページでは対策提案とその効果について整理しており、里山保全による防災効果とまちづくり効果についてまとめており、不十分ではあるが里山保全手法についても提案している。現在すでに宮代集落で取り組まれている活動の事例を挙げるとともに、篠山市や大芋地区で適用・応用できる里山保全活動について事例調査を行っており、ひとつの方向性を示したいと考えている。

我々のチームは防災調査が使命となっているが、防災を目的とした活動が最終的には歴史まちづくりにつながることを最大の目標として、時間はあまりないが、具体的提案ができるよう、できる限り取り組んでいきたい。

事務局： 建造物・町並み調査部会と農村・自然環境調査部会は委員が本日欠席だが、資料を頂いている。資料1 - 4は建造物・町並み調査部会に調査いただいた大芋地区の9棟の建造物に関する調査結果で、現在取りまとめていただいている。資料1 - 5は農村・自然環境調査部会から頂いた福住地区における調査結果である。

事務局： 今後のスケジュールについて（略）

次回委員会は12月8日、調査部会ごとの詳細調査結果の取りまとめは11月15日頃から部会メンバー中心に行うこととなった

委員長： 詳細調査の結果報告について質問やご意見はないか。

委員： 民俗文化調査部会から文化財未満の文化遺産どうするかという意見があったが、篠山市としてはそこまでフォローする姿勢で取り組んでこられた。また、文化財保護法での定義には指定されていないものも含まれており、重要なものだけが指定されているというのが現状である。法律どおりに解釈しましたというスタンスをとればよいだけで、新たな言葉をつくる必要はないのではないか。

委員長： 民俗文化調査部会からは太宰府を含めた全国の事例など、非常に興味深いデータを提供いただいている。確かに、現状を見れば文化財とされているものは立派なものばかりというイメージがあり、指定されていないものは文化財未満とか、町並みだと町並み未満などと呼ばれている。それだけ市民や住民の関心が深まってきていることが反映されていると考えられる。しかし、それが法律の枠組みの外にあるものかといえ、そうではなく、法律は全てのを広く含んでいる。ただ、国や都道府県や市町村が指定するとなると価値の高いものから指定せざるを得ないので、文化財を特定するものとして指定制度があるのではないか。

今の委員の意見は、現在の文化財保存法とは違う何か新しい仕組みをつくるのではな

- く、現在の仕組みをまちづくりに活かす方法を考えてはどうかという提案ではないか。
- 委員：民俗資料から民俗文化財になって切り落としてきた部分が大きいと考えられるので、総合的な把握を行うことにより、それらをすくいあげることができるのではないか。
- 委員長：税金を投入してでも対策をつくっていかねばならないので、学問の対象として何を捉えるかという問題からは、多少の飛躍が必要だということか。
- 委員：形あるものだけでなく、形のないもの、特に記憶は残っていないので、そうしたものを残す仕組みづくりが必要だ。市民の方にこれが篠山の民俗文化ですと説明しても、年中行事などは普段当たり前のようにやっていることなので、民俗文化とは意識されていない。それを気付かせる仕組みをつくる必要がある。
- 委員長：民俗だけでなく他の分野でも何を文化遺産として捉えるかということは、裾野の部分で難しい問題となっている。委員の話聞いて、危機だと感じるのは、核家族化の進行などにより、お年寄りが子供の頃から引き継いできたことを小さな子供たちの世代へ受け継がれることが難しい社会状況になっていることだ。アフリカなどでは一人のお婆さんが亡くなると、その民族の歴史が全てなくなってしまうという図書館が丸ごと燃えてしまうのと同じような状況が起こりうるといわれている。記憶をどのようにして残していくかは重要な問題で、水木しげるさんが朝ドラで取り上げられるのも、そうした関心が高いからだと思われる。記録をとる運動がどのように進んでいるのかについてご存知の方はいないか。市民の方の立場からでも構わない。
- 副委員長：今日の午前中、ある会合で、篠山地方の民俗について大正時代に書かれた多紀郡誌の最後にことわざが書かれており、それを我々の世代がどれだけ知っているかを調べる試みを行った。30代、40代の人の中行事に対する感覚がここ5年ぐらいの間に大きく変化している。これまでは集落周辺の山や田畑はプラスの財産として捉えられてきたが、現在の若い人達はマイナスの財産として捉えるようになってきており、危機感を感じている。ここ5年ぐらいの間に年中行事の簡略化が進んでいるので、この機会に詳細調査を実施する方向づけを行ってほしい。民俗が篠山の原風景につながっていることを示してほしい。
- 委員：伝えようにも伝えるべき若者がいない。曳山をかくしても、その決定権を持つ若い衆が地元に住んでいない。曳山をかくかどうかの決定権は自治会長にはないので、若い衆がいないとどうにもならない。かつては3世代居住が一般的で、コミュニティも維持されていたので、生活の中で民俗習慣が伝えられてきたが、今は伝えるべき子供たちやコミュニティもないので、伝えようがない。民俗調査は重要なものとして位置付けされているが、それを伝えるべき若い世代がいないので、その結果を活かすことができない、また活かす意味も価値もない状態となっている。
- 地域に住む人が少ないということは、学校に通う生徒も少ないということだが、まだ他の地域に比べれば多いほうなので、教育の中で地域の素晴らしさを伝えていくことも大事ではないか。自身が生活の中で体験することには関心はあるが、他の地域についてはあまり関心がないので、地域学習の中で篠山全体のことについて教育してほしい。
- 委員長：地域の知恵の塊である防災を伝統的な景観の保全に結び付けていく場合に、パイロット事業などをやってみれば分かりやすいだろうと思う。伝建地区だと町並みだけでな



く景観や道路、山など全体を含んだものになると思うが、伝建地区の中の具体的な防災まちづくりに活かせるような部分的な計画案のモデル提示は可能か。

委員：防火計画と避難計画の両面から、水資源をどのように活かすかについては、簡単な図にまとめてみたい。

委員長：アンケート結果も活用するのか。

委員：アンケートはできるかどうか分からないが、計画案を提示して、それを住民の方々に評価してほしいと考えている。最終的にはその結果を踏まえた提案にしたいと考えている。今回は、少なくとも、調査結果から地域資源活用のポテンシャルをみて、それをうまく結びつける案の提示までは行う予定だ。

委員長：景観・まちづくり調査部会から具体的な計画的な提案は可能か。

委員：都市計画の場合は、行政側から見て課題であると考えられる点に重点を置いて計画が立てられる。一方、まちづくりでは主体となるのは住民であり、行政がこれが重要だというのではなく、地域住民がどのようなまちづくりをしたいかというスタンスで動きつつある。歴史文化基本構想では歴史や文化を糸口にしながらまちづくりを行っていくので、文化財未満、文化財以上といったことに関係なくやっていけないのではないか。

篠山市にとって城下町は非常に重要な景観であるが、これは行政が考えることであって、そこに住む人にとっては、城下町ではなく自分たちが住むまちが大事であり、ランク付けは重要でない。歴史文化基本構想では、構想の枠組みとして重要な点が示されることになるが、その一方で住民の方々がやりたいと考えるものを吸い上げる全市民的な仕組みづくりも重要だ。上から目線ではなく、行政の視点、住民の視点の両面から計画論を構築すればよいのではないか。

副委員長：昨夜、私の地域のまちづくりについて話し合う会が開かれ、地域のシンボルとなる木と花の選定が行われた。その中で、2つの相反する意見が出た。ひとつは校歌に歌われるような伝統的な木や花としようとする意見で、もうひとつは若い人達から出た意見で、これからのまちづくりを考える時に昔のことにこだわる必要はないのではないか、地域にこんな花があったらいいなと思うものを地域全体に広げていけばいいのではないかという意見だった。

極端な話をすれば、篠山市の木は桜で花はササユリだが、ササユリはどこにでもある花ではない。そういうものを大事にしていくのではなく、そこに行けばその花が沢山見られるというイメージづくりをしていくのがまちづくりではないかという意見が、若い世代から多く聞かれた。

委員：10月4日から篠山市景観計画（素案）と篠山市景観条例（案）について意見の募集を行っているが、多くの意見が寄せられているのか。私が聞きたいのは、市民の関心がどれほどあるかということだ。市民のために立案された政策を将来に残していくことが3年間の取組みの成果であると思うし、市民はその計画をまちづくりの指針としていくので、多くの市民の意見が寄せられることが重要だ。

事務局：歴史文化基本構想についてはまだ意見が寄せられていないが、明日からの説明会と広報誌などで周知するとともに、年明けにはパブリックコメントを実施して市民の意見を集めたい。

- 委員：歴史文化基本構想と並行して、篠山市の大きな考え方になるであろう景観計画や景観条例づくりも進められている。歴史文化基本構想の中で思いや大事な視点を整理しておけば、計画や条例の運用段階できれいに入っていきはすだ。委員がおっしゃった内容や議論の内容は、皆さんが身近に感じている非常に重要な話である。そうした点を構想の中でどのように見せることができるかを考える必要がある。文章で伝えることは難しいので、明日からの説明会では、そうした議論があったことを市民にダイレクトに伝えるとともに、市も市民の方々の思いを反映させる準備ができていることを伝えてほしい。
- 委員長：例えば、良い景観の場所があって、それをこれからどう整備しようかというときに、整備の方向性を考えていくのは基本構想で、そこで変な整備が行われないうかをチェックするのが景観計画なり景観条例であるというように、役割分担があるのではないかと。景観条例は全市的なもので、全体的に守りましょうというのがベースになる。
- 委員：我々の地区では条例に従って町並みを守ってきたが、壊してよい景観も必要ではないか。開発を進める地区のことも含めて議論しておく必要はないのか。
- 委員長：景観計画で地域区分を行っていて、守るべき部分と、そうではない工業地区のように既に開発が行われているところがあるのではないかと。委員はヘリテージマネージャーとして何か意見を言われたことはあるか。
- 委員：建築の設計もやっており、今後景観を壊すこともないとはいえない。壊そうと考えると壊すのではなく、ニーズがあって、その結果として壊すことがあるので、篠山の景観の指針をつくってもらえれば、私どものデザインのひとつのベースとして、皆さんに説明しやすくなる。駅前など既に開発が進んだ所や、歴史的景観の価値が高い所など、その地域特性に応じたものをつくることのできる。基本構想が出来上がって、それに基づいて各地区でまちづくりが進められるのであろうが、それを担う若い人達が少なくなっており、基本構想が活かされるか不安である。人を育てていくことが重要ではないか。
- 委員長：篠山市では人材育成に関して何か取組みを行っているのか。
- 事務局：歴史文化遺産に関する取組みについては行ってないが、建造物については「NPO 法人たんばぐみ」や「NPO 法人町なみ屋なみ研究所」といった団体が、伝建地区以外の建物についても改修に取り組んでくれている。構想の中にも人づくりや人を介しての組織づくりについて取り上げているが、保存活用計画でももう少し具体化し、実効性のある人づくりのシステムづくりに取り組んでいきたい。
- 委員：数千件にわたる歴史的遺産や身近な景観を残していくために共通認識を持つ必要があるが、世代によって捉え方は異なっている。若い世代は現在暮らしている景観を、また、高齢の世代は数十年前のノスタルジックな景観を尺度としたいと考えるので、共通の認識を持つのは困難である。地域の景観を考える場合には、土地利用が大きな影響を及ぼすが、現在、篠山市では3,000m<sup>2</sup>以上の開発には都市計画法での許可が必要であり、まちづくり条例でも500m<sup>2</sup>以上については審査が行われるが、その土地に建築されるものの周辺に与える影響についてまでは建築確認の審査事項に含まれていない。
- 景観に対する捉え方は人によって異なるが、景観計画や景観条例、歴史文化基本構想

の策定が、地域の景観や歴史文化を見つめなおす良いきっかけとなるように啓発するとともに、将来にわたって継承すべきものを最大公約数的な形で提示できるよう確認作業を進めていきたい。

委員長：続いて、事務局より「篠山市歴史文化基本構想（案）」について説明いただき、これまでの議論も踏まえてご検討いただきたい。

事務局：資料2をご覧頂きたい。前回6月30日に開催した第6回委員会で議題として「篠山市歴史文化基本構想（素案）の骨子について」を審議いただき、各委員の皆様からご意見をいただいた。本日は、前回の委員会での審議を踏まえて、事務局で検討した篠山市歴史文化基本構想（案）について、お諮りさせていただきたい。

なお、本日の基本構想案は、文化財調査専門部会の詳細調査の結果を充分反映できていない段階であり、今後文化財調査専門部会の調査成果、まとめに基づき、構想への反映についてご指導いただければと思う。

本日の委員会でご意見をいただき、文化財調査専門部会での詳細調査結果に基づく反映、また明日から10月31日まで市内6箇所で構想素案についての市民説明会を開催するので、参加いただいた市民の皆様からの意見などをもとにさらに検討を進め、次回12月開催予定の委員会で、再度構想案をお諮りし、来年3月の構想策定に向けて進めていきたいと考えている。

それでは、まず最初に私の方から篠山市歴史文化基本構想の全体の構成、各章ごとの概要について説明させていただき、つづけてコンサルタントから前回委員会でご意見をいただき、素案から変更等を行った箇所の詳細について説明する。

まず、構想の構成内容としては、1．背景及び目的、2．市域の概要、3．篠山市の歴史文化、4．歴史文化を活かしたまちづくりの考え方、5．歴史文化を活かしたまちづくりの進め方という構成にしている。

1ページから3ページの第1章の背景及び目的では、この構想の背景と目的を整理し、2ページに構想策定にあたっての体制、3ページに平成20年度から22年度にかけての策定経過について述べている。

つづいて次のページ4ページから15ページまでが第2章の市域の概要で、自然環境を4ページから8ページに、社会環境を9ページから14ページに、上位、関連計画及び既存事業について15ページで述べている。

つづいて次のページ16ページから30ページまでが第3章の「篠山市の歴史文化」で、本事業で実施した文化財総合的把握調査の成果を述べている。

調査の目的と方法を16ページに、17ページから21ページに市内全域の文化財を把握する調査の結果を述べ、22、23ページに昨年9月に実施したアンケート調査の結果を、24～29ページが把握調査結果のまとめということで、種別ごとの件数一覧、分布図を入れてある。

30ページからは、文化財調査専門部会の詳細調査の成果が入り、各部会ごとの成果が各10ページずつ、全体のまとめが5ページほどで、ここに55ページほど入る予定となっている。

次のページからは前回の委員会でご審議いただいた「篠山市歴史文化基本構想（素案）の骨子について」で、前回と繰り返しになる部分があるがご了承願いたい

31、32 ページが第4章の「歴史文化を活かしたまちづくりの考え方」で、前章までの成果を受けて、歴史文化を活かしたまちづくりを進めるための基本理念、基本方針について述べている。

「基本理念」を、『「景(すがた)」「時」「心」をつなぐまちづくり』としている。

「景をつなぐ」は、風景、景観の「景」であり、「日本の原風景」としての篠山のすがた、歴史文化まちづくり資産と周辺環境を保全、育成することを主眼に置いたものである。

「時をつなぐ」については、先人たちがつなげてきた篠山固有の歴史文化を将来世代に繋いでいくことをイメージしたものである。

「心をつなぐ」は、「歴史文化まちづくり資産」を今日まで大切に伝えてきた人々の心をこれからも育んでいくことをイメージしたものである。

続いて32ページでは「基本方針」として、3つを設定している。

1つ目は、『「歴史文化まちづくり資産」の適切な保存・活用を推進する』である。保存・活用を図ることは当然であるが、周辺環境も含めて保存し活用していく視点や防災の仕組みについても整える必要があるとしている。

2つ目は、『歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みを構築する』である。行政や市民、または団体などが主体的かつ連携して取り組む視点、さらにはまちづくりの担い手づくり、情報を整備していくことなどを記載している。

3つ目は、『制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづくりを推進する』である。関連する多様な支援制度などを活用しながら、保存・継承を図っていく。そして、新たな制度の創設についても検討し、そういった様々な事業を連携させることで、事業を効果的に推進するとしている。

以上が基本方針の内容である。

続いて33から42ページが、第5章「歴史文化を活かしたまちづくりの進め方」だが、ここでは先程の3つの基本方針ごとの展開、進め方をあげている。

1の『歴史文化まちづくり資産』の適切な保存活用の推進として、1.1~1.3の3項目を挙げている。

1.1では「暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存活用」として、身近なまちづくりのための資産という観点から、市民が主体的な保存・管理に取り組み、まちづくりに活かしていくこととしている。

まず、「歴史文化まちづくり資産」を発見し、認識するにおいては、今後も継続的に情報収集や調査を進め、行政・市民それぞれが、それらの価値を再確認し、新たな資産の発掘に努めるとしている。

次の「歴史文化まちづくり資産」について学び、考えるについてだが、行政は、アドバイザー派遣や勉強会などを進めるとしている。市民の立場からは、集落やまちづくり協議会などで学び、考えるとしている。

続いて、「歴史文化まちづくり資産」を守り、活かすだが、行政は、各種文化財指定等を進めていく、様々な事業メニューを活用する、人材育成の仕組みを検討し、市民活動への支援を図るとしている。市民の立場からは、行政・専門家などと協力しながら資産の主体的な保存活用に取り組むとしている。

続いて 35 ページ、1.2 の『「歴史文化まちづくり資産」の保存活用のための区域の設定』  
だが、資産のみではなく、その周辺環境も資産を保存活用していく上で重要であるこ  
とから、それぞれに「歴史文化保存活用区域」を設定することとしている。

区域設定の考え方については、市全域 - 地区（旧村域） - 集落という 3 段階の考え方  
としている。

続いて、「歴史文化まちづくり資産」を基礎とした防災まちづくりでは、集落やまちづ  
くり協議会において、防災計画やマップ等を作成するときは、このまちづくり資産の  
継承ということも視野に入れて作成していただきたいという考え方、また市民の減災  
の知恵などの把握、歴史文化まちづくり資産の継承にもつなげる自然環境の保全の考  
えなどを入れている。

続いて、36 ページ、2「歴史文化を活かしたまちづくりの仕組みの構築」では、2.1～  
2.3 の 3 項目を挙げている。

2.1「各主体の役割と主体間の連携」では、行政や市民等それぞれの役割と連携につい  
て、記載している。市民は歴史文化を活かしたまちづくりへの理解を深め、主体的に  
取り組むこととしている。行政については、普及啓発、情報発信、仕組みや体制の整  
備を担うとしている。専門家については、歴史文化を活かした地域づくりへのアドバ  
イス、指導、教育ということで役割を記載している。さらに市民、行政、専門家等が  
連携してまちづくりを進めていくこととしている。

続いて 38 ページ、2.2「歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくり」では、「人づ  
くり」「組織づくり」「教育プログラムづくり」の 3 つに分け、担い手を作るための仕  
組みをあげている。

2.2.1「人づくり」では、「歴史文化に触れあう機会」を作っていく。学校教育や生涯  
学習との連携を深めていく。また、専門的な「アドバイザー」を養成していくことが  
大切であるとしている。

2.2.2 の「組織づくり」では、市民団体の活動の支援、各団体間の情報交流、行政内部  
の連携、大学等の研究機関との連携などが大切であるとしている。

39 ページ、2.2.3 の「教育プログラムづくり」では、郷土を愛して誇りに思うカリキ  
ュラムづくり、アドバイザーとの連携、副読本の作成及び活用した、歴史文化教育の  
推進などをあげている。

続いて、2.3「歴史文化まちづくり資産」の情報化では、これまでに収集した情報をカ  
ルテとしてデータ化し、それらを市民に活用いただけるようにしていくこと、及びそ  
の仕組みを記載している。

続いて、41 ページ、3「制度・事業の連携による総合的な歴史文化を活かしたまちづ  
くりの推進」では、3.1～3.3 の 3 項目を挙げている。

まず、3.1「文化財への指定等」では、文化財保存事業等の活用による保存、積極的な  
公開、文化財を発掘し指定件数を増やしていくことなどについて触れ、文化財の種別  
ごとの保存及び活用の方向性を示している。

最後の 42 ページ、3.2「関連計画・制度との連携」では、景観、農政、都市計画、教  
育委員会間の連携の必要性、関連制度の活用による総合的な取り組みの推進などをあ  
げている。

3.3「歴史文化を活かしたまちづくりをすすめていくための新たな制度の創設」では、アドバイザー登録制度及び派遣制度、市民団体の位置づけ、活動支援、市民や団体の取り組みに対する顕彰制度の創設など、そういった取り組みを通して歴史文化を活かしたまちづくりを推進していくこととしている。

つづいて、コンサルタントより前回委員会でご意見をいただき、素案から変更等を行った箇所の詳細について説明する。

コンサルタント：全体の説明で既に説明された部分もあるので、主要な改善点について簡単に述べるとともに、まとめるにあたっての考え方、特にどのような気持ちで書くかということについて、ご意見をいただきたい。

まず、構想の内容についてだが、篠山らしさについて委員長からコラムを付けたらどうかという意見があったが、コラムあるいは例といった名称は別として、各地区での取り組み事例などを載せて、市民の方に分かりやすいようにした。

里山、放棄田、水、緑といった背景となるものが篠山の原風景として大切だという指摘であると思うが、これまで文化財としては捉えられてこなかった背景的な部分を含めて、文化財総合把握の中で地域の特性や歴史的なものについて総合的に把握するというスタンスで書いている。

具体的には、35 ページの防災のところ、宮代集落の里山保全活動を例にあげて、防災機能を高めることは歴史文化まちづくり資産の魅力・価値を維持・向上すると書いているように、これまで文化財の範疇に含まれなかった部分も含めて、篠山を取り囲む様々な事象について構想の中で取り上げるというスタンスで見直しをかけた。

民俗文化調査部会から「誰もが民俗について語り合える場」がほしいとの指摘があったが、これは非常に重要な問題でもある。34 ページで「歴史文化まちづくり物語」のイメージを記載している。地域の文化財を活かしていく知恵や心は点としてあっても意味を成すものでなく、ひとつのシステムとして相互に組み合わせられたものが篠山である。それが地域の人、観光で訪れる人、移り住む人にとって、全体のシステムが分かるものでなければいけない。そのシステムをまちづくり物語と表現している。各委員の専門調査の結果も踏まえて、話を豊かにして、分かりやすい模式図となるように、次回委員会までに検討したい。

基本理念については「景」に「すがた」と読みがなをつけた。「祭礼・行事」、「説話・伝承」といった民俗学的な専門用語については、委員に個別にご指導いただきたい。「郷愁と共感」と書かれているが、民俗はノスタルジーだけでなく、現在も民俗の一部であるという指摘は先程もあったが、31 ページの右上の部分で、現在の姿自身もいわく、因縁、故事来歴を引き継いだものであることを強調したい。

保存継承すべき資産については、文化財の保存継承の主体は地域であることを明記すべき、また、受け継ぐべきものとそうでないものを区別すべきという意見を受けて、33 ページの保存活用の推進で、「発見し、認識する」、「学び、考える」、「守り活かす」といった小見出しをつけて、何を保存・継承するかを具体的に記述した。また、本日の委員会で文化財自身が固定的なものでなくて、可変的なシステムであり、文化的価値を生かすためには改変する必要もあるという場合もあることを再認識したので、最終案では地区ごとの方向性、対象物件の価値、変化の方向性を踏まえた上で、厳密な

書き方をしていきたい。

空き家の保存活用についてはコラムとして取り上げている。

アドバイザー制度については 42 ページに記述しており、コミュニティビジネスの重要性についても触れている。

研究体制の整備については、38 ページの最後に項目を追加した。

市の体制や関連計画・制度との連携については、基本構想で掲げられた項目が景観計画や景観条例を動かすツールになるので、それらを景観計画や景観条例に反映できるよう調整をしながら、最終報告書に入れたい。

全体を通じては、第 1 に、これまで文化財として語られてこなかったものを学術的な背景を含めて総合的、網羅的にデータベース化する、第 2 に、単なるものの計画とするのではなく、地域が文化財等を守り活かしていくための知恵や心、技といった目に見えないものを継承していくことを支える仕組みをつくる、第 3 に、それらがシステムとしてあること、つまりそれらが単にものとしてあるのではなくどのように関連しているのかを市内外に示して、各主体が元気になれるようなシステムづくりをする、といったことを中心として、詳細調査等の事実関係を織り込みながら、基本構想を再構成していきたい。

委員 長： 構想案についてはもう一度 12 月に議論することになるが、今日で全体像はほぼ示されたと思う。行政の方から追加する点などはあるか。

委員： 中間報告で提示いただいた城下と街道筋と農村部について、性格にあった地域の把握と事業展開についてのマトリックスを整理していたが、4 の調査のまとめの部分に組み込んで、先生方の指摘がマトリックスのどの部分に入ってくるかを示せるか検討してほしい。

コンサルタント： マトリックスをつくって足りない部分を先生方に何うという形にしたいと思う。

委員 長： 民俗学は民俗学、建物は建物といった形で、全国的に様々な調査が行われていると思うが、それらが歴史文化を活かしたまちづくりの基本的な方針づくりに役立つというイメージができてくるとありがたい。それぞれ方法論が違うので、難しい部分はあるかと思うが、まちづくりにどのように活かしていけるかをマトリックスで検証するということであると思う。

委員： 今回初参加であり、歴史文化基本構想についてはほとんど認識がないので、基本的なことについて伺いたい。

1 ページの策定の背景及び目的では篠山市の状況説明から始まっているが、全国の状況や国の方針等についても記述したほうが、市民には分かりやすいのではないか。

基本構想の果たす役割あるいは効果も明確に書かれていないので、章を起こすなど、分かりやすく記述するほうが良いのではないか。

また、詳細調査の結果がどのように反映されているかが分かりづらい。マトリックスを入れることにより分かりやすくなるのかもしれないが、まだ詳細調査のまとめが終了していないこともあり、このような記述となっているのかもしれないが、町の形態ごとに調査がされているので、3 つの形態ごとに対策などが示されるのか。

個別のことになるが、篠山は地震に対する心配があまりないと考えているのかもしれないが、被災県として兵庫県は地震対策に積極的に取り組んでいるので、防災では地

震対策について、古民家の耐震対策などについて詳しく記述していただけるとありがたい。

委員長：全国的な状況や基本構想の役割、詳細調査結果の反映方法についてどなたかご説明いただけないか。

事務局：全国的な状況については、全国 20 箇所で開催されている文化庁の文化財総合的把握モデル事業のひとつのモデル地区として事業を進めているので、構想策定の経過では触れているが、目的でも触れるかどうかを検討したい。ただ、全国的な状況の詳しい説明は、篠山市に係わる構想なので、必要ないと考えている。また、基本構想の背景や目的については文章だけとなっているので、市民の方が一目見て分かるような記述方法も検討したい。

詳細調査結果の反映については、審議事項で提案したとおり、11月に成果をまとめ、また議論を重ねて全体のまとめを作成する中で、構想にどのように反映させていくかを検討したい。また、これまで頂いた里山整備による防災等のご提案については既に構想の中に入れてある。

防災の地震対策、耐震診断・改修などについては、計画編で組み込めるかどうかを検討したい。

委員：市域の概要の自然環境の項目のひとつに災害を追加して、市で作成されているハザードマップ等を掲載してはどうか。また、耐震施策や防災事業については33ページの「歴史文化まちづくり資産」を守り、活かす」のところに追加すれば、後の接着が楽になるのではないかと。35ページの「歴史文化まちづくり資産」を基礎とした防災まちづくり」では、復旧・復興のあり方の検討が中心となっているので、歴史を活かした予防の視点も盛り込んでいただきたい。

委員：21ページの伝統的建造物群という項目では、当初は城下町や八上、福住、追入などについて図示した提案で、もっとボリュームがあったと思うが、配分が少なくなったのではないかと。

コンサルタント：文章的には少ないが、データは参考資料に全て掲載する予定をしている。

委員：データとしてはあるのだろうが、最初の提案では重点的な項目として取り上げられていたのが、小さくなっているような気がする。

委員長：このあたりについてはかなり具体的に動いている部分もある。

委員：市では総合計画を策定中である。33ページ以降では行政の役割と市民の役割に分けて書いてあるが、総合計画では団体やNPOなどのレベルでの取組みがどうあるべきかについても加える方向で検討している。その方向が良いのか、それとも市民の中に団体・NPOを位置づけたほうが良いのか、他の委員の意見を伺いたい。

委員長：事務局ではどのように考えているのか。

事務局：団体は市民の一部として位置づけている。

委員：団体を分けたほうがそれぞれの役割が分かりやすいのではないかと。また、同時期の構想なので、なじみやすいのではないかと。

委員：行政と市民と専門家はよくある組み合わせなので、新たに団体を加えるのも良いかもしれない。また、市民にはそこに住んでいる地元の人と、市内でも城下以外に住んでいる人や、市外に住む城下のファンでお祭りの時だけ参加するといったように、市民



といっても色々ある。色々な市民が集まって取組みをするといった形にしたほうが、篠山らしさがでて良いのではないか。

委員： 私たちの場合は、市民と行政に事業者を加えることが多いが、事業者の役割を加えるという視点はないのか。

委員長： 今の意見を踏まえて、この構想は最新のものが含まれるよう感じてもらえる構想とする方が良い。

委員： 技術的な問題であるので事務局で検討する。

コンサルタント： 行政用語としては市民という言葉が使われるが、市民という言葉では、民俗の担い手である人々の気持ちなどが表現できないのではないか。市民や地域という言葉を使ってしまうと、非常に近代的な組織の中にある事柄に感じられてしまい、それを支えているもっと根深いものが見えなくなる気がする。

今、COP10 が開催されているが、生物多様性にとっても地域の自然を活かす地域の知恵が重要であることを、環境省が、民俗調査結果を用いて、発表する予定になっている。文化財行政においても、これまでは法的文化財だけであったが、それらを支えてきた様々なものを基盤にしながら打って出ようとしている。また、民俗文化とは畑違いの環境省が、COP10 においてわが国の里地里山イニシアティブとして世界に発信しようとしている。このように近代化された役割分担ではない、伝統的な様々な知恵や思い、心といったものが前面に出てきており、そうしたものに取組まないと、行政や地方の自治もできないという時代に入ってきたのではないかという気がするので、書き方についてはもう少し相談したい。

委員： 細かな用語については改めて相談させていただきたいが、「説話・伝承」は学問の世界では国文学の中で説話伝承という学会があり、今昔物語や宇治拾遺など前近代の物語から口頭伝承までを扱っている。民間説話や伝説昔話といった言い方をするが、良い言葉を考えたい。

祭りに関してだが、篠山の特徴は曳山なので、江戸時代の言葉である山車でなく曳山という言葉を使ったほうが良い。また、御輿については神輿ではないので、太鼓御輿と書いたほうが良い。用語を統一するのが難しいのでカタカナでヤマ・ホコ・ダシと併記したりするが、篠山では曳山で統一する方がよい。

委員： 篠山小学校区では鉾山と金神輿が神事として扱われ、太鼓御輿は余輿という分類になる。町内で采配を揮うのは鉾山と金神輿であり、守るべきものは鉾山と金神輿であると考えている。

委員長： 他に意見はないか。

委員： 12 月委員会の基本構想（案）の表紙には、是非とも写真を入れておいてほしい。一枚で篠山らしさを表現する写真を選ばなければならないのでがんばっていただきたい。

委員長： 写真は一発でノックアウトする力があるので、是非ともよい写真を探してほしい。無難なものよりはメッセージ性の強いものの方が良いかもしれない。

委員： 先日、雲部車塚古墳の航空写真があり、山際に田んぼの線がくっきりと入ったものがあり、あれが篠山だろうと一瞬考えた。参考までにお伝えしておく。

委員長： 審議事項についてご意見がないようでしたら、事務局にお返ししたい。

( 5 ) 閉会挨拶

副委員長：今回は詳細調査ということで、非常に具体的な問題を出していただいた。我々が今までから思っていた篠山の原風景というものが何なのか、それを篠山の市民自身が再認識するような方向での課題が出てきたと思う。あまり時間はないが、12月8日までに何らかの形で決着できるようお願いして、本日の会を閉会としたい。